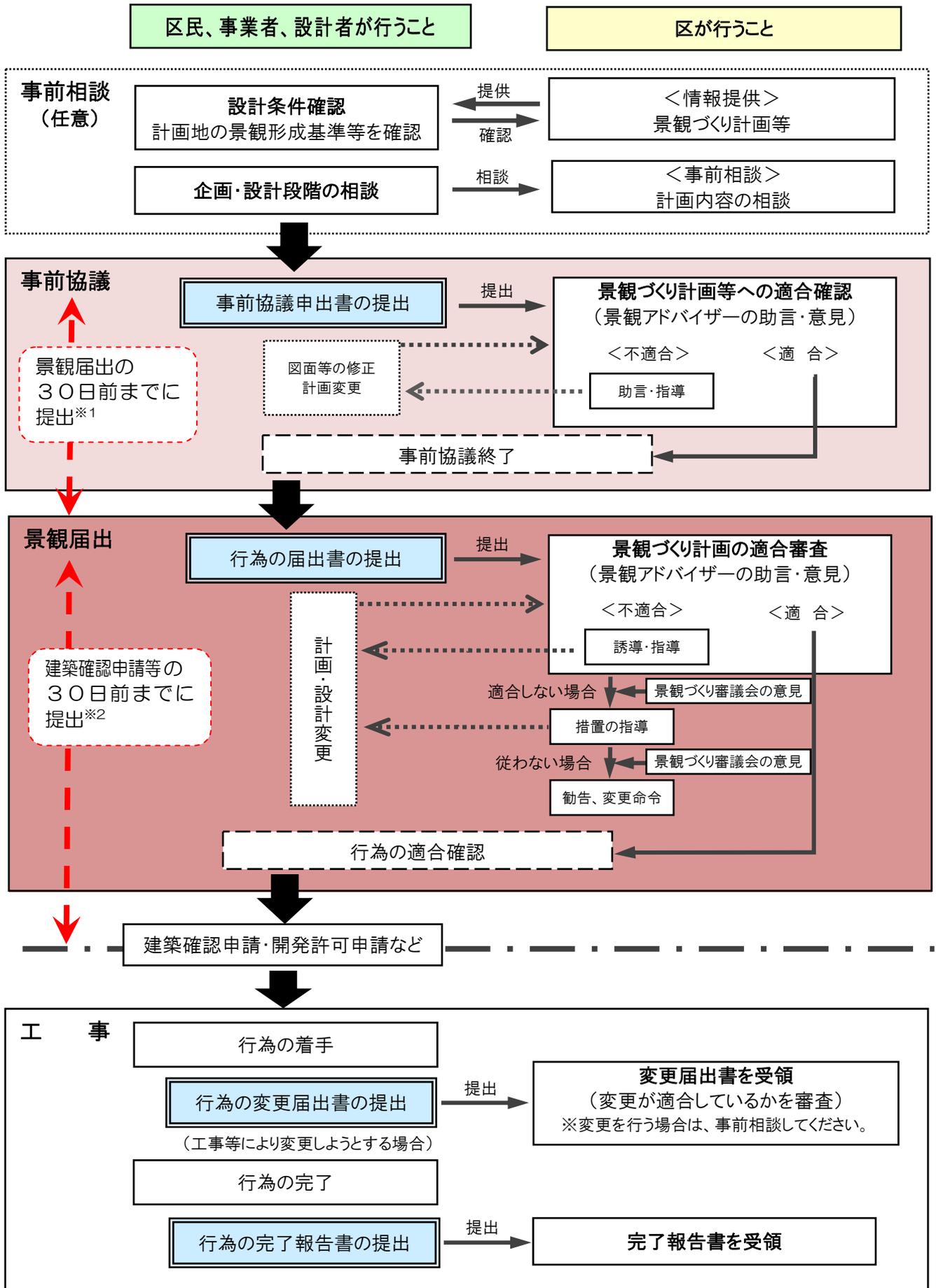


<景観届出と事前協議の手順>



※1：条例施行規則により、建築行為の規模（一部）、工作物、開発行為については、15日前となるものがあります。

※2：開発行為許可申請や環境影響評価法の準備書等の送付など、一部の手続きにおいて提出時期が異なりますので、お問い合わせください。